

○文部科学省令第五号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

文部科学大臣 盛山 正仁

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号。附則第二条において「免許特例法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設</p> <p>三 三十二 「略」</p> <p>十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設</p> <p>十四 「略」</p> <p>附 則</p> <p>2 令和二年度から令和六年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>	<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設</p> <p>三 三十二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十三 「同上」</p> <p>附 則</p> <p>2 令和二年度から令和五年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

## 附 則

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の免許特例法施行規則第二条第二号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下この条において「旧医療型児童発達支援を行う施設」という。）において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により読み替えられた教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項の規定による体験（以下この条において「介護等の体験」という。）を行つた者に対する同項の規定の適用については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行つた介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項において「児童福祉法等一部改正法」という。）による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第十一条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。